

通学の基本方針・通学方法とスクールバスの運行部会案

①通学の基本方針について

- ・地域で子どもたちの顔が見えること。
 - ・行程の安全・安心を図ること。
 - ・地域の協力が得られること。
- ※異学年の集団通学の教育的意義を考慮

②通学方法について

小学生

- ・小中一貫校を中心に、半径 3 km 未満に地区公民館がある地区の小学生は徒歩通学とし、3 km 以上はスクールバス利用とする。
- ※下校時のスクールバス運行＝アフタースクールの参加児童数を考慮

中学生

- ・現状どおり自転車通学を原則とする。